

令和 6 年度第 1 回国民健康保険運営協議会 会議録

1. 日 時 令和 6 年 5 月 27 日（月） 13 時 30 分～ 14 時 10 分

2. 場 所 本庁舎 4 階 会議室 4 - 1

3. 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 副市長あいさつ

4 諮問（副市長から会長へ諮問書を手交）

5 会議録署名者の指名（→八木澤委員、可児委員を指名）

6 協議事項

議題 1 令和 6 年度国民健康保険料の保険料率(案)について

議題 2 令和 6 年度国民健康保険事業特別会計の補正予算(案)について

7 その他

4. 出席委員

被保険者代表	保険医・保険薬剤師代表	公益代表	被用者保険等代表
伊藤 貴美子 高木 玲子 可児 正則 小島 千津子	八木澤 芳生	井納 誠 橋本 康代 田上 博幸 平野 華織	井花 繁

5. 欠席委員

酒井 聡
杉本 光庸
山田 英樹

6. 事務局職員

副 市 長	今 道 雄 介
市民生活部長	森 田 起 宇
医療保険課長	尾 関 裕 孝
係 長	木 野 村 進
係 長	中 村 直 弥
主 任 主 事	川 島 里 奈
専門事務職員	磯 谷 伊 久 雄

7. 議 事 録

○事務局

本日は、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、令和 6 年度第 1 回各務原市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本日の出席状況でございますが、13 名中、現時点で 10 名のご出席をいただいております。

国保条例施行規則第 3 条第 4 項の規定にあります必要数、「委員の過半数」に達しておりますので、本協議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、協議会の開催に先立ちまして、井納会長よりごあいさつをいただきます。

○会長

(あいさつ)

○事務局

会長ありがとうございました。続きまして、今道副市長がごあいさつ申し上げます。

○事務局

(今道副市長よりあいさつ)

○事務局

議題に入る前に新しい委員の方の紹介をさせていただきます。

本協議会の委員をお願いしておりました公益代表の小林直樹様の退任に伴い、後任として、中部学院大学教授 平野華織様に令和 6 年 4 月 1 日より就任していただきました。一言ごあいさつをお願いします。

○委員

(平野委員あいさつ)

○事務局

ありがとうございました。それでは、本日の議題に入らせていただきます。

議事を進めるに当たり、議長は、国保条例施行規則第3条第3項の規定により、会長にお願いすることになっております。井納会長、よろしくお願いいたします。

○会長

皆様のご協力によりまして、議事がスムーズに進行いたしますようお願い申し上げます。それでは、次第に従い、順次進めさせていただきます。

次第「4 諮問」に入ります。事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは、ただいまから副市長より、会長に諮問書を手交させていただきます。

恐れ入りますが、お二人はご起立願います。

諮問内容は、「1.令和6年度国民健康保険料の保険料率(案)について」「2.令和6年度国民健康保険事業特別会計の補正予算(案)について」でございます。

それでは副市長、諮問書を会長にお渡しください。

(副市長より会長へ諮問書を手交。各委員に対して諮問書写しを配布)

副市長は他の公務のため、ここで退席させていただきます。

○会長

少しよろしいですか。副市長はそのままお待ちください。

せっかく今日、今道副市長がおみえになりますので、少し勉強させていただきましたことを紹介させていただきます。

ふるさと納税提唱時に総務省に在籍され、行政として創設のルールを作られた方が副市長です。ふるさと納税の裏方として制度化された方が、現在各務原市の副市長としておみえになっています。副市長、何か訂正等あればお願いします。

○今道副市長

平成 19 年、地方自治体に財源を移転できないかという指示があり、当時自治税務局関係に在籍し、ふるさと納税の創設に携わったひとりであります。

ふるさと納税は、功罪どちらも大きなものをもっており、すぐに廃止するわけにもいかないのでもちろん背負ってがんばっていかうということになった、というあたりを会長とお話しさせていただいていたところです。また今度改めて創設の経緯や悩みなどお話しさせていただければと思います。

○会長

ありがとうございました

(拍手)

○事務局

(今道副市長退席)

○事務局

それでは、諮問につきまして、ご審議いただきますのでよろしくお願いいたします。

○会長

次第「5 会議録署名者の指名」に入ります。

本日の会議録の署名者を、私から指名させていただいてよろしいですか。

(「異議なし」の声)

本日の会議録署名者は、保険医・保険薬剤師代表の八木澤芳生委員と被保険者代表の可児正則委員のお二人にお願いいたします。

それでは、「6 協議事項」に入ります。「議題 1 令和 6 年度国民健康保険料の保険料率(案)」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、「議題 1 令和 6 年度国民健康保険料の保険料率(案)について」を説明いた

します。資料の 2 ページをご覧ください。

1 つ目の■、国民健康保険料の保険料率（案）についてです。

今年度の本市の保険料につきましては、保険料率（案）で算出した結果、一番上の囲みにあるとおり、一人当たり保険料は前年度比で平均 7,995 円の増額、約 7.6%の引き上げとなりました。

保険料率の内容につきましては、一つ目の表をご覧ください。

本市の保険料は、前年中の被保険者の所得金額より算出する「所得割」と、被保険者数に応じて算出する「被保険者均等割」と、世帯ごとに算出する「世帯別平等割」で構成しています。それを「医療分」、「後期支援金分」、「介護分」と、それぞれ算出します。

令和 6 年度は、表の合計のとおり、「所得割」12.34 パーセント、「被保険者均等割」5 万 1,900 円、「世帯別平等割」3 万 2,200 円として保険料率（案）としています。

その下の表は、岐阜県が示した本市の標準保険料率で算出した金額と保険料率（案）で算出した一人当たり保険料の比較です。

太枠内の記載のとおり、県が示した標準保険料率により算出した、一人当たり保険料が 12 万 195 円に対し、保険料率（案）で算出した、一人当たり保険料は 11 万 3,117 円と 7,078 円低く、剰余金を活用することで負担の抑制を図っています。

続きまして、二つ目の■、今後の国民健康保険料についてご説明いたします。

令和 5 年度の第 3 回運営協議会でも説明させていただきましたが、現在、本市が保有する剰余金は年々減っており、令和 5 年度の単年度収支では約 3.4 億円の赤字となる見込みです。令和 5 年度末の剰余金は 8 億円程度となり活用できる金額にも限りがあります。

また、第 3 期の「岐阜県国民健康保険運営方針」で、令和 11 年度までに、「岐阜県の定義する保険料水準の統一がおおむね達成されることを目指す」と明記されました。

これらのことから、剰余金を活用し急激な負担増にならないよう負担抑制を図りつつ

も、岐阜県が示す標準保険料率に近づけていき、令和 9 年度を目途に標準保険料率での運営を現時点では予定しています。

今後の保険料のイメージを一番下の表で示しています。

被保険者数の減少、高齢化、医療の高度化の影響により、一人当たりの負担額は年々増加していくと見込んでいます。

3 ページからの保険料の計算例につきましては、担当の中村より説明いたします。よろしく願いいたします。

4 月の人事異動により医療保険課国保第二係長となりました、中村でございます。よろしく願いいたします。ケース別の保険料の説明をさせていただきます。失礼ですが、座って説明させていただきます。

3 ページの保険料計算《ケース 1》をご覧ください。

65 歳以上の夫婦二人で年金収入のみの世帯を想定したケースとなります。

令和 6 年度保険料は最下段のとおり、173,600 円となり、前年度に比べ 10,300 円の上昇となります。

続きまして 4 ページの保険料計算《ケース 2》をご覧ください。

40 歳未満の夫婦二人で給与収入のみの世帯を想定したケースとなります。各務原市の国保加入者の平均所得が約 90 万円であることから、夫婦で約 180 万円の所得の世帯を想定しております。

令和 6 年度保険料は最下段のとおり、245,600 円となり、前年度に比べ 14,700 円の上昇となります。

最後に 5 ページの保険料計算《ケース 3》をご覧ください。

40 歳～64 歳の夫婦二人で営業所得の世帯を想定したケースで、所得は 102 万としております。この世帯は世帯所得が軽減判定基準額付近の世帯となります。令和 6 年度各務原市国民健康保険条例の改正により、軽減判定所得が引き上げられ、昨年と所得が変

わっていないくとも新たに軽減を受けられるようになった場合にどのような計算となるかを示したものになります。

令和6年度保険料は最下段のとおり、140,700 円となり、前年度に比べ、29,100 円の減少となります。

以上で「議題1 令和6年度国民健康保険料の保険料率（案）について」の説明を終わります。

○会長

説明ありがとうございました。ただ今の議題1について、何か質問はございますか。

○井花委員

昨年は平均7千円ほど、今年は8千円弱、2年間で1万5千円ほど上がるということで、2ページの試算表を見ると、今後基金を活用しながら県の標準保険料率に近づけていくということで、さらに上がっていくという未来が見えておりますので、同じ保険者の立場としては医療の適正なかかりかたを広く市民に周知いただき、医療費が右肩上がりで伸びるのを少しでも節約できるような広報等の取り組みを行っていただきたいと思います。

○事務局

ありがとうございました。各務原市の国保といたしましては、医療費通知を2カ月に1度送付しており、医療費がどれだけかかっているのかをお知らせしています。ジェネリック医薬品についても、その使用により医療費がどれだけ抑えられるかというご案内をさせていただいているので引き続き行わせていただくのと、パンフレットへの掲載により今後とも周知広報を進めていきたいと考えています。

○会長

それでは、先ほど諮問を受けました「議題1 令和6年度国民健康保険料の保険料率（案）」については、承認ということで、よろしいでしょうか。

(拍手)

ありがとうございました。

次に、「議題 2 令和 6 年度国民健康保険事業特別会計の補正予算(案)」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、「議題 2 令和 6 年度国民健康保険事業特別会計の補正予算（案）について」ご説明いたします。資料の 6 ページをご覧ください。

今回の補正の内容についてですが、令和 6 年 12 月 2 日以降の保険証廃止に伴い、被保険者の方に対し「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」の交付が必須となり、資格確認書等を交付するにあたりシステム改修が必要となりました。

また、各務原市の国民健康保険に加入している方に対し、各務原市国保で把握している個人番号の下 4 桁を含む加入者情報を 10 月までに被保険者の方に通知することも必須となりました。

これらの業務に対応するため関係予算の増額を行うもので、歳入、歳出の総額にそれぞれ 1,723 万円追加し、予算の総額を歳入、歳出それぞれ 136 億 121 万 6 千円とするものです。

今回の補正により歳出するものについては、国より全額補填される予定です。

詳細については表にあるとおり、

歳入 3 款、国庫支出金、1 項、国庫補助金、1 目、システム開発費等補助金、1 節、社会保障・税番号制度システム整備費補助金 1,723 万円はシステム改修費等の財源を確保するものです。

歳出 1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費、11 節、役務費 414 万 8 千円は「加入者情報等の送付」の郵送料です。

歳出 1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費、12 節、委託料 1,308 万 2

千円は保険証廃止に伴う資格確認書交付業務等に必要となるシステム改修のための費用です。

以上で説明を終わります。

○会長

ありがとうございます。ただ今の議題 2 について、何か質問はございますか。

○伊藤委員

保険証廃止は、マイナ保険証になるということでしょうか。いつからでしょうか。

○事務局

12 月 2 日で保険証新規交付が廃止となります。各務原市は保険証が 8 月 1 日に更新されますので、8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日を有効期限とする保険証は交付いたします。12 月 2 日以降に新規で各務原市国保に加入される方に対する保険証の交付がなくなるということで、これはすべての健康保険が同じ動きとなります。

そのかわり、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を交付いたしますので、マイナ保険証をお持ちでない方も病院を受診していただくことができます。

○田上委員

あらかじめ予算があげられていますが、補正前後の額の違いは何でしょうか。

○事務局

歳入の 5 万円は、マイナンバーカード取得促進に関する周知広報事業に対する交付金としてあらかじめ計上されています。今回、保険証廃止に伴うシステム改修費等はすべて交付金で対応するという通知が国からございましたので、費用に掛かる予算として計上させていただきました。

○事務局

国の予算が成立しないとなかなか決定しないので、当初予定できないというところが

あります。予算が成立したのちに補正という形になります。

○会長

その他、無いようですので、先ほど諮問を受けました「議題2 令和6年度国民健康保険事業特別会計の補正予算（案）」については、承認ということでよろしいでしょうか。

（拍手）

ありがとうございました。

次に「7 その他」ですが、折角の機会ですので、委員の皆様から何かございますか。

○八木澤委員

資格確認書が出るということをおわかりになっていない方が多いと感じています。不安に思う方が多いので、資格確認書は保険証の代わりになること等もっと周知していただけるとありがたいです。特にマイナ保険証をお持ちでない方は不安に思っていて、言いやすい医療機関窓口で保険証が廃止になったらどうなるのかとお聞きになられます。

○事務局

啓発につきましては、今年度は保険証一斉更新のタイミングでお知らせさせていただくとともに、今後、有効な保険証がお手元からなくなる来年8月にむけて、広報紙やホームページを通じて広く周知させていただく予定です

○事務局

現状保険証をお持ちの方に対しては、保険証更新のタイミングでフォローしたいと考えています。医療機関窓口でご迷惑にならないよう啓発をしっかり行いたいと思います。

○八木澤委員

どこに聞いていいかがわからない方が多いようなので、よろしくお願いします。

○会長

こういった会に出ている方は比較的理解されている方が多いですが、高齢等でマイナンバーカードを作ることもしない方がいるのも確かです。

○八木澤委員

国からも通知がよくくるので、医療機関、薬局窓口でだいぶマイナンバーカードの利用促進を行うようになってきています。

○高木委員

私たちの周りの年金生活者など、通知を見たときにネガティブにとらえる方と、かかるものはしょうがないという方がいます。会議に出て内情を聞けば納得する部分もありますが、「医者にかからないように」とは言えないですし、よくわからない高齢者にとっては、なぜ保険料ばかり上がるのかという気持ちになってしまいます。

○事務局

これは非常に難しい問題で、当然病気ならば医者にかかっていたかなくてはいい、医者にかからないでとは言えません。ただ、病院のサロン化と言われたこともあるように、必要のないものがあればそういったことはできるだけ控えてもらえればということです。

広報の仕方として難しいのは、皆さんが病院にかかることによってそれが保険料に影響するということです。そうしないと運営していけないということをわかっていただけるとよいのですが、逆に医療にかからないということになるとその方の健康に影響してしまうのでそういうことも言いづらい。そういう中での悩ましい啓発のジレンマがあるというのをご理解いただきながら、私どももうまく伝えられるように工夫していきたいと考えております。

○会長

みなさん、いろいろご意見をいただきありがとうございました。

本日の議事はすべて終了いたしました。事務局にお返しいたします。

○事務局

会長ありがとうございました。

次回の運営協議会は、8月下旬頃を予定しています。

日時等決まりましたらご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の協議会を閉会といたします。

本日はありがとうございました。

この会議録は、正当と認めここに署名する。

各務原市国民健康保険運営協議会

会 長：_____

委 員：_____

委 員：_____